

第5章

2007/8年紛争勃発後のケニアにおける 国民和解と国際刑事裁判所

津田 みわ

要約：本稿は、2007/8年紛争勃発後のケニアにおける国民和解と政治変容の関わりを考察するための準備作業として、この紛争における「人道に対する犯罪」責任者への（不）処罰問題をめぐるこれまでの推移を詳細に跡づけることを課題とする。まず、2007/8年紛争の様態を整理しつつ、「人道に対する犯罪」とされる点を確認する。次に、紛争調査委員会の設置に至る経過および同委員会が行った提案の内容を整理する。続いて、同委員会が提案した国内の特別法廷設置について、国会議員レベルで発生した意見対立を振り返り、主要政党間の合意文書への署名までの流れを追う。また、こうした意見対立の結果、最終的には国内の特別法廷の設置が頓挫するに至った経緯を跡づける。この「頓挫」により、事態はICCの管轄権に入ることになった。最後に2010年から本稿を執筆している2012年3月時点までのICCによる審理の進行を整理する。

キーワード：国民和解 紛争 ケニア 選挙 国際刑事裁判所（ICC）

はじめに

長らく政治的安定を享受してきたケニアが、「紛争経験国」となり、国民和解¹が喫緊の

¹ 国民和解とは、内戦などによって国民のあいだに深刻な亀裂が生じているとの前提に立って、国民同士の融和をすすめるようとする営みである（武内 [2002: 3]）。国民和解を追究する手段は、「制度構築、民主主義、司法、真実委員会などの活動」をすべて含み、国民和解の名の下に、(1) 真相究明を拒否して忘却を強制することも、真実と引換に訴追を断念することもできるし、逆に (2) 紛争の責任者だけを徹底的に処罰することもできる。また、国民和解の内容は、(3) 有力政治家や政治集団間の談合、手打ちでもありうる（武内 [2002: 3]；佐藤 [2012]）。南アフリカ共和国の真実和解委員会の分析で阿部が用いているように、刑事責任を追及する正義の貫徹と対置され、責任でなく免責、刑

課題となって早4年が過ぎた。2007年末に実施された第10回総選挙をきっかけに起こった「選挙後紛争 (Post Election Violence: PEV。本稿では以下、2007/8年紛争)」は、死者千人以上、数十万人にのぼる国内避難民を出す、ケニア建国以来、最悪の紛争となった。

ケニアの場合、2007/8年紛争勃発後の国民和解の取り組みのなかで、「政治エリート間の手打ち」による当座の政治的安定は比較的速やかに達成された。国際的調停を経て、紛争そのものは比較的早期のうちに収束し、続く2010年の新憲法制定へと至る「民主主義の進展のための制度構築」の進捗にも、目を見はるものがあった(詳細は津田 [2010, 2012] を参照されたい)。

また、加害者への処罰は進まない。最近の検察発表によれば、2007/8年紛争で起こされた刑法犯罪は合計6,081件あり、うち500件が起訴まで持ち込まれ、400件が起訴準備中であるものの、大多数にあたる5,000件はまだ手つかずである²。いまだに帰還、定住できない国内避難民の世帯は7千近くに達している(*Daily Nation* 11 December 2011)。紛争で発生した「人道に対する犯罪³」の責任者に対する処罰については、国内での特別法廷の設立が頓挫し、が犯されたとして、ついに国際刑事裁判所 (International Criminal Court: ICC) がこれを扱う事態になっている。

本稿の課題は、2007/8年紛争勃発後のケニアにおける国民和解と政治変容の関わりを考察するための準備作業として、この紛争における「人道に対する犯罪」責任者への(不)処罰問題をめぐるこれまでの推移を詳細に跡づけることにある。以下、第1節では、2007/8年紛争の様態を整理しつつ、「人道に対する犯罪」とされる点を確認する。第2節では、紛争調査委員会の設置に至る経過および同委員会が行った提案の内容を整理する。第3節では、同委員会が提案した国内の特別法廷設置について、国会議員レベルで発生した意見対立を振り返り、主要政党間の合意文書への署名までの流れを追う。続く第4節では、こうした意見対立の結果、最終的には国内の特別法廷の設置が頓挫するに至った経緯を跡づける。この「頓挫」により、事態はICCの管轄権⁴に入ることになった。第5節では、2010年から本稿を執筆している2012年3月時点までのICCによる審理の進行を整理する。

事責任の追究ではなく説明責任の貫徹、そして参加を重視する営みは、その意味で「狭義の和解」と位置づけることができるだろう(阿部 [2007: 6])。

² *Sunday Nation* 8 January 2012 (Oliver Mathenge, “New report says 5,000 election violence cases stalled due to lack of evidence.”)

³ ローマ規程は「人道に対する犯罪」を第7条で定義している。参照されたい。なお、ケニアもローマ規程の締約国である。

⁴ ICCがどの場合に管轄権を行使するかについてはローマ規程(とくに第11、12、13、17、24条)を参照されたい。なお、本稿末尾にもその骨子を「参考」としてまとめたので参照されたい。

第1節 2007/8年紛争と「人道に対する犯罪」

ケニアで起こった2007/8年紛争については、既に何度か解説・要約してきた⁵。ここではできるだけ重複を避け、後に問題となるICCの管轄権行使との関連に注目しながら簡単に整理をしておきたい。

2007/8年紛争（2007年12月30日から2008年2月28日まで⁶）は、表1に示したように、ケニアの全8州のうち、北東部州と東部州を除く6州にわたって発生した。暴力は、都市部と農村部の双方において同時多発的に起こった。

死者は把握されている範囲で1,133人にのぼり、負傷者は3,561人、壊された建物は117,216棟、少なくとも350,000人が国内避難民となり、ウガンダへの難民も1,916人にのぼった。死者の死因では、1位が銃創によるもの（36%）となっており、警察の関与はのちに複数の調査委員会やICCから「人道に対する犯罪」を構成すると指摘されることとなった。

表2に見るように、被害者の民族的帰属に偏りがあったことも、「人道に対する犯罪」かどうかの判断において重要だった。民族別死者数では、ルオ人とキクユ人がそれぞれ278人、268人と、全死者の約半数を占めた。ルオ人の人口比は約10%、キクユ人の人口比も約17%であり、ルオ人とキクユ人の死者の多さが見て取れる。

暴力の主たる様態は、(1) 暴動、(2) 組織的・計画的襲撃、(3) 治安当局による過度な取り締まり、(4) 性犯罪の4つに整理できる。「人道に対する犯罪」は(1)の暴動を除いたその他すべてで発生したとされた。以下、簡単に見てみよう。

2007/8年紛争でみられた組織的・計画的襲撃は、2つに大別できる。その第1は、選挙に乗じ、リフトバレー州（特に北部）において、カレンジン人を主体とする組織が、キクユ人住民を襲撃したとみられるものであり、2007年12月末という最初期段階から発生した。その背景には土地問題をめぐる独立以来の住民間の軋轢が指摘される⁷。

⁵ たとえば津田 [2010a; 2012] を参照されたい。

⁶ 選挙管理委員会（当時）が大統領選挙の結果として現職が再選したと発表し、それを不服とした暴動が発生した日を起点とし、国際調停によって現職大統領側と対立する勢力側とで連立政権を発足することなどを含む主要な合意が成立した日を終点とする（ROK [2008b: 305]）。

⁷ ケニアの農耕適地はナイロビ、中央州、そしてリフトバレー州中部に偏在している。その領域のほとんどはイギリスによる植民地支配期には、白人入植者専用の土地（「ホワイトハイランド」）と指定されており、独立後に入植政策の対象となった。農耕を主な生業とするキクユ人は入植政策の中心的受益者だったが、リフトバレー州はカレンジン人を中心とする非農耕民が居住してきた土地でもあった。キクユ人ら独立後に入植した農耕民は「よそ者」とのレッテルを貼られがちとなり、リフトバレー州では長期にわたって「先住／よそ者」問題がくすぶることとなった。1990年代になると、複数政党制のもとでの国政選挙が始まるが、再選を確保しようとした一部の与党政治家たちが、「キクユ人

組織的・計画的襲撃の第2が、この第1のタイプの組織的暴力への対抗手段として行使されたとみられる暴力である。ナクル、ナイバシヤなどキクユ人住民の多いリフトバレー州中部、およびナイロビにおいて、キクユ人を主体とする組織が、ルオ人、ルィヤ人、カレンジン人を襲撃したとされるこの第2のタイプの襲撃は、第1のタイプより遅れた2008年1月以後に観察された。また、いずれにおいても、政府高官を含む政治家や、著名実業家の関与が複数の調査で指摘され、その一部は最終的にはICCで訴追された(後述する)。

次に、2007/8年紛争では、治安当局(警察、機動隊、軍)による過度な取り締まり、その他逸脱行為も多く観察された。治安当局による事前の情報収集と分析が不十分であったために組織的暴力の発生を抑止できなかったとの指摘に始まり、発生した暴力への対応が不十分であり犠牲を増やしたこと、そしてニャンザ州での銃創による死者数が多かったことを筆頭に、取り締まりにあたって過度な武器使用があり、多数の死傷者が出たことが、複数の調査で共通して指摘されている(たとえばROK [2008b], KNCHR [2008])。

性犯罪の蔓延も、2007/8年紛争の特徴であった。性犯罪は、暴動、組織的・計画的襲撃、そして治安当局による逸脱行為のいずれにおいても発生しており、加害者は「普通の市民、近隣住民、犯罪組織員」だった(ROK [2008b: 349])。上で述べた治安担当者も多数が関与していたとされる。集団レイプ、残酷な(traumatic)割礼などが数多く報告されており、のちにこれはICCによっても「人道に対する犯罪」の一部を構成すると指摘された。

第2節 紛争調査委員会の発足と特別法廷方式の提案

この紛争に関し、人権侵害を含むどのような被害があったかを調査し、責任者の同定と処罰(あるいは不処罰)方法に関する提案を行うために設置されたのが「2007/8年紛争調査委員会(Commission of Inquiry into Post-Election Violence: CIPEV)」であった。調査委員会の設置当時、紛争の調停はアナン(Koffi Annan)元国連事務総長らによる「アフリカ賢人パネル(Panel of Eminent African Personalities)」によって行われていた。そこに、キバキ(Mwai Kibaki)大統領を党首とした挙国一致党(Party of National Unity: PNU)および2007年大統領選挙においてPNUと選挙協力してともにキバキを支持した諸政党の代表4人と、オディンガ(Raila Odinga)を擁立して大統領選挙戦を戦い、国会第1党となっていたオレンジ民主運動(Orange Democratic Movement: ODM)代表4人が加わって、「ケニア国民対話と和

らは野党支持勢力」との認識に立ってリフトバレー州のキクユ人住民を排斥する「選挙活動」も繰り返された(より詳細には、たとえばKlopp [2001]を参照されたい)。なお、2007/8年紛争において、資金・武器などの提供を受けて暴力に従事したとされるキクユ人組織は、ムンギキ(Mungiki)であったとみられる。ムンギキについて詳細は、松田[2007]および松田 [2010: 3-4]を参照されたい。

解 (Kenya National Dialogue and Reconciliation: KNDR)」を組織した。紛争勃発後のケニアでは、当時このKNDRイニシアティブが唯一の交渉の場として機能している状態であった⁸。

合意は文書化され(タイトルは『選挙後暴力』に関する調査委員会の設置に関する合意)、ODM、PNUの代表者間で2008年3月に調印された。骨子は以下の通りであった⁹。

1. 名称：選挙後暴力に関する調査委員会
2. 委任事項：
 - ①2007年大統領選挙後の暴力に関する事実と背景を調査すること
 - ②国家の治安維持機構が果たした（果たさなかった）役割を調査し、必要があれば改善を提案すること
 - ③犯罪行為の責任者を裁く方法を含む、法的、政治的、行政的手段について提案すること
3. 目的：再発を抑止すること。不処罰を撲滅し、ケニアにおける国民和解を進めること
4. 構成：委員は3人とする。1人をケニア人 (Kenyan)、2人を外国人 (international) とする。PNU側とODMとの協議に基づいて「アフリカ賢人パネル」が3人を人選し、大統領が任命する
5. スケジュールと成果
 - ①委員任命後30日以内に調査を開始する
 - ②活動期間は3ヶ月（延長可）とする
 - ③調査終了時に報告書を大統領に提出し、写しを「アフリカ賢人パネル」に提出する。

以上の合意に沿ってキバキは、2008年5月に、ケニア人で控訴裁判所裁判官だったワキ (Philip Waki) を委員長とする調査委員会（委員長の名にちなみ、ワキ委員会と呼ばれる。本稿でも以下、ワキ委員会と呼ぶ）を任命した¹⁰。

ワキ委員会は、報告書を2008年10月に提出する一方で、2007/8年紛争で発生した人権侵害についての責任者の容疑者リストを作成し、厳封した状態でアナンに提出した。ワキ委員会報告書はまた、それら容疑者を裁くための特別法廷をケニア国内で設立することを

⁸ PNU側代表4人は、カルア、オンゲリ、ウェタンングラ（以上PNU）、キロンゾ（ODMケニア。PNU側政党）。ODM側代表4人は、ムダバディ、ルト、オレンゴ、コスゲイ（以上ODM）であった。KNDRについて詳細は津田2012を参照されたい。

⁹ 「国民対話と和解」ウェブサイト2010年3月4日アクセス
http://www.dialoguekenya.org/docs/Agreement_Commission_on_Post_Election_Violence.pdf.

¹⁰ 他に、ニュージーランドのマクファジェン (Gavin MacFayen) およびDRCのカンバレ (Pascal Kambale) が委員に就任した (ROK [2008b: 1])。

提案し、実現されない場合は ICC にアナンが容疑者リストを渡すこととした。加えて、報告書は特別法廷設置までのスケジュールを次のように決めた。

1. PNU と ODM の代表者（キバキ大統領とオディンガのこ）が、60 日以内（起算日はワキ委員会報告書が提出された 2008 年 10 月 17 日）に特別法廷の設置についての合意書にサインする、
2. 特別法廷設置に関する法案を国会での審議と大統領の承認を経て□の合意日から 45 日以内に法律化する、
3. 法律化から 30 日以内に、大統領と首相が共同で特別法廷の開催日を決定する。
4. 上記 1～4 が期限までに行われない場合、ワキ委員会報告書にある容疑者リストは ICC 検察官に渡される（ROK [2008: 472-474]）。

すなわち、特別法廷の設置が期限通りになされない場合、ワキ委員会作成の容疑者リストがケニア国内のさらなる意志決定を経ることなく、アナンの手から ICC 検察官へと渡される仕組みが提案されたのであった。

第 3 節 提案承認の難航

リストの内容は非公開のままであったが、これを報じた当時のデイリー・ネーション紙は、「(ワキ委員会では) 少なくともリフトバレー州と中央州出身の現職閣僚 6 名、現職国会議員 5 名、現職の公務員上級職 2 名、著名な実業家複数の名」が挙げっていると繰り返し断じた¹¹。オディンガとキバキはそれぞれ、最初の期限とされた調査委員会報告書提出後 60 日以内、すなわち 2008 年 12 月 17 日の期限を守るべく、党内の意見調整に着手したが、容疑者リストに現職閣僚らが含まれるとの観測の中で調整は難航した。

2008 年 10 月 30 日に開催された ODM 国会議員団会合では、ワキ委員会報告書の承認に賛成したのは、出席者 75 名中、オレンゴ (James Orenge)、ムダバディ (Musalia Mudavadi)、そして党首オディンガのわずか 3 名であった。党内でオディンガと派閥抗争を激化させていたルト (William Ruto。リフトバレー州出身) ほか閣僚級も反対に回った¹²。

ただし、議員団会合での議論で議員達が承認に反対していた理由は多様であった。反対

¹¹ たとえば、*Saturday Nation*, 25 October 2008 (David Mugonyi, 'Ruto: I'm ready to face the law'), *Daily Nation*, 31 October 2008 (David Mugonyi, 'ODM defies Raila and rejects Waki report')。

¹² 反対に回った ODM 現職閣僚として確認できたのは、ンギル (Charity Ngilu)、オパラニャ (Wycliffe Oparanya)、オティエノ (Dalmas Otieno)、グモ (Fred Gumo) の 4 人。*Daily Nation*, 31 October 2008, (David Mugonyi, 'ODM defies Raila and rejects Waki report')。

論拠には、(1) 報告書の内容自体に重大な誤りがあるとするもの、(2) ワキ委員会への委任事項には容疑者リストの作成はなく、不適切とするもの、逆に、(3) 容疑者リストには大衆行動を呼び掛けた全ODM閣僚と国会議員が含まれるべきだとしたり¹³、あるいは、オディンガ首相とキバキ大統領が容疑者リストの筆頭に挙げられるべきだとする意見もあった¹⁴。そして、(4) 容疑者はケニアの法制度の枠内で裁くことができる、としてワキ委員会の提案がICCに容疑者リストを渡す場合を明記したことへの反対もあった。

つまり、容疑者リストを作成したこと自体が不適切だという立場、リストの内容が不適切だという立場、リストの容疑者が場合によってはICCで裁かれることが不適切だという立場、という、責任者の処罰をいかにすべきかについて互いに異なる立場が、ワキ報告書への承認「反対」という見目上は同一意見の内部に混在していた¹⁵。ODMにおいては、国会議員レベルでの意見統一は、このあとも結局実現することはなかった。

一方、PNUでも意見調整は難航した。2008年10月31日、PNU側¹⁶の閣僚複数が共同で、容疑者リストの公開がなければ特別法廷方式についての議論は行えない、などとして同リストの公開を要求した¹⁷。当時のデイリー・ネーション紙は、「当初PNU側国会議員のほぼ全員が、ワキ報告書提案の完全実施に賛成であった。その背後には、国内法廷やICCでの裁きの対象になるのは、ODM政治家のみだとの認識があった。しかし、それが間違いであることが分かってきた」と報じている¹⁸。当時の報道からは、容疑者リストの中にPNU側の閣僚や国会議員が含まれているとの噂が定着し、PNU側の閣僚にとってもワキ委員会の提案を承認すべきか否かが難しい選択になっていたことが伺われる。

PNU、ODM両党の政党間合意文書への署名期限が迫る中、ODMは全国執行委員会

¹³ この主張を展開したのはジュリウス・コーネス (Julius Kones)。ベアトリス・コーネス (Beatrice Cheron Kones, 2008年9月25日に副大臣に登用された) とは別人。

¹⁴ この主張を展開したのは、現職閣僚だったンギル。ンギルは、紛争の責任者はキバキとオディンガであって、他の人間は代行したに過ぎないと述べた。

¹⁵ David Mugonyi, 'ODM defies Raila and Rejects Waki report', *Daily Nation*, 31 October 2008.

¹⁶ PNU 閣僚、および 2007 年大統領選挙で独自候補を擁立せずにキバキの支持に回って PNU に選挙協力した諸政党から連立政権入りを果たした閣僚。PNU に選挙協力した主な政党は、具体的には議員数の多い順に ODM ケニア、KANU、SAFINA、NARC ケニア、FORD ピープルなど。

¹⁷ 参加した主な閣僚は、ムシオカ (Kalonzo Musyoka, ODM ケニア)、カルア (Martha Karua, PNU)、ハジ (Yusuf Haji, KANU)、キロンゾ (Mutula Kilonzo, ODM ケニア)、オンゲリ (Prof. Sam Ogeri, KANU)、ウェタングラ (Moses Wetang'ula, PNU)、ムルンギ (Kiraitu Murungi, PNU)、サイトティ (George Saitoti, PNU)、ウエケサ (Noah Wekesa, PNU)、ムゴ (Beth Mugo, PNU)、ムワクウェレ (Chirau Mwakwere, PNU)、クティ (Mohammed Kuti, NARC ケニア)。このほか中央州国会議員団議長 (chairman of Central Kenya MPs) のマイナ (Ephraim Maina) も出席した。David Mugonyi and Bernard Namunane, 'MP s demand Waki's secret envelope', *Saturday Nation*, 1 November 2008.

¹⁸ Bernard Namunane and David Mugonyi, 'Waki Report tears ODM and PNU apart', *Daily Nation*, 15 November 2008.

(National Executive Council: NEC) を 11 月 10 日に開催し、合意形成の進まない国会議員レベルをよそに、ワキ委員会報告書への承認を、出席した執行委員のあいだで圧倒的多数により承認した¹⁹。ODM書記長のニヨンゴ (Anyang' Nyong'o) は、執行委員会は国会議員団会合より上位の意志決定機関であると述べて、オディンガが期限の 12 月 17 日までに特別法廷方式の合意文書にサインすることは ODM の意志決定に沿うものとの認識を示した²⁰。

その一週間後にあたる 11 月 17 日、EU がケニア政府に対し、ワキ委員会報告書の提案が実施に移されなければバジェット・サポートを差し止めると述べた²¹。このあと、事態はいったん、特別法廷方式の導入へと動くかに見えた。12 月には国会で、「国際犯罪法案 (International Crimes Bill)」が採択された。「国際犯罪法」は、ワキ委員会報告書の提案に従い、ローマ規定 (ケニアは 2005 年に批准済み) に規定された犯罪について、ケニアの法体系の下で裁くことを可能にするものであり、国内の特別法廷設置に必要なものであった。政府側は、通常の法案は可決できる程度の多数派形成にはこの時成功していたといっている²²。

期限が翌日に迫った 2008 年 12 月 16 日、ついにキバキとオディンガは、特別法廷設立の政党間合意文書に署名した²³。ワキ委員会報告書自体も、2009 年 1 月 27 日の国会で、出席議員がわずか 15 名、うち大臣 4 人、副大臣 1 人という状態であったが、賛成多数により採択された。

¹⁹ ルト William Ruto はこの NEC を別件があるとして欠席していた。ただし、最終的にルトは特別法廷方式の導入のための憲法改正案の国会採決において賛成に回っている。この日の欠席が、ルトがワキ報告書の採用に反対していたためかどうかは不明である。

²⁰ Lucas Barasa and David Mugonyi, 'ODM rejects MPs' move against Waki', *Daily Nation*, 11 November 2008.

²¹ 補填がない場合、影響を受けるのは、教育、保健とくに HIV/エイズ、そして道路建設などインフラ部門であった。(*Daily Nation*, 18 November 2008)

²² これに先立つ 2008 年 11 月 27 日には、閣僚会議が開催され、ワキ報告書提案の実施のための 10 名委員会の発足が決まった。10 名委員会 (会合の開催場所にちなみ、セレナ・グループ [Serena Group] と呼ばれた) を率いるのはキバキとオディンガとされ、その他 8 人のメンバーは、2007/8 年紛争の和解にあたった KNDR イニシアティブのメンバーと同一とされた。この 10 名委員会は、ワキ報告書提案の承認で合意した模様である。経緯は不明であるが、デイリー・ネーション 2008 年 11 月 28 日付け報道によると、ODM でワキ委員会報告書への承認反対を先導していたルトも「先週立場を変え、ワキ報告書の承認に賛同へと立場を変えた」とある (*Daily Nation*, 28 November 2008)。そもそもルトは、「大衆行動を指示されたので私たちの若者達は道路を封鎖し、盗まれた選挙への抗議行動を行った。逮捕された人間が、無視されている。『誰もが自分の十字架を背負わねばならない』などという者がいる。だが、私たちが背負っている十字架とは、その発言をしている者の十字架なのだ」と述べて、暴動の一般の参加者については不処罰が正しいとし、「指示した人間」すなわち責任者は処罰すべきであるとしていた。(Sunday Nation team, 'Ruto threatens to quit ODM', *Sunday Nation*, 16 November 2008)

²³ David Mugonyi, 'Secret list: Now Kibaki and Raila sign pact' *Daily Nation*, 18 December 2008.

第4節 憲法改正案の否決

次のステップは国内の特別法廷設置に関する法律の制定であった。期限はキバキとオディングが特別法廷設立の政党間合意文書に署名した2008年12月16日を起算日として45日以内、すなわち2009年1月末となった。この間、ケニアでは、2007年選挙調査にあたったクリーグラー委員会の報告書が全会一致で採択され（12月4日）、それに基づき当時の選挙管理委員会ECKの廃止などを盛り込んだ憲法改正が成立する（12月16日）という重要な動きがあった。この時期の国会では、イシューによっては憲法改正が成立するほどの多数派が形成されていたのであるが、2007/8年紛争で発生した「人道に対する犯罪」責任者の処罰に関する多数派形成は困難を極めた。

国会はこの問題の審議のため、通常より早い2009年1月20日に開会した。政府側が国会に「2009年ケニア特別法廷法案（The Special Tribunal for Kenya Bill, 2009）」、および同法の規定を憲法に盛り込むための憲法改正案（The Constitution of Kenya（Amendment） Bill, 2009）を提出したのは、2009年1月29日であった。ワキ委員会の定めた「合意から45日以内」との期限に近づけるため、司法大臣のカルアが、通常14日間とされている法案採決までの満期日（maturity period）を1日にするよう提案したものの、国会議員らの反対にあってそれは成らず、期限だった1月末時点では、特別法廷設置のための法案は、審議すら未了という状態になった。

アナンは2月2日に「できるだけ早く法制度化するよう」と述べるなど、遅れには柔軟に対応し、ICCへの容疑者リスト提出は保留した。しかし、上述したように、党、閣僚レベルでは合意形成が進み、特別法廷方式に対する政党間合意文書への署名までは無事済んだものの、そもそも各党の議員レベルにおける意見対立は一向に解消されないままであった。2月5日、国会で、特別法廷法の規程を憲法に盛り込むための憲法改正案が議題に挙げられたが、出席議員52名のため採決は実行されなかった（Kenya National Assembly Official Record [Hansard] 5 February 2009: 46）。続く2月10日の国会でも憲法改正案が議題に挙げられたものの、出席議員119名のため採決は再び延期となった（Kenya National Assembly Official Record [Hansard] 10 February 2009: 32）。「欠席」は、特別法廷方式への反対表明の1つの方法でもあった²⁴。

²⁴ ほかの法改正と異なり、憲法改正案は出席議員の過半数では成立せず、全議員（空席がない場合222）の65%以上の賛成をもって行われた。空席がない場合145議席という多数の賛成が必要であった。2009年2月時点の全議席数は221であり、そもそも国会での出席議員数が144に満たない場合は憲法改正案を採決にかけても必ず否決されるため採決自体が行われなかった（2008年12月19日に国会議員一人に対して高等裁判所による

次回開催の12日を前に、特別法廷反対派の国会議員あてに、国会に出席の上で否決票を投じよと呼び掛けるメールが回された。このことが、おそらく12日の出席率の高さにつながったと思われる。メールには「我々はまず国会定足数を満たすように国会に出席し、その上で憲法改正案に否定票を投じる。それによりケニア国民に対し、いったい誰が免責を望んでいるかを示す。曖昧でいることはやめよう、犯罪者をハーグに送ろう」という内容であり、国会に出席して採択を実現にうつした上で特別法廷方式を否認することを呼び掛けたものであった²⁵。憲法改正案は、3度目に国会で議題に挙げられた2009年2月12日について採決にかけられた。

2009年2月12日には、初めてキバキとオディンガも議場入りした（可決の可能性があったための出席となった）。やっと実施にこぎ着けた憲法改正案採決の結果は、否決、であった。この日も27議員はなお欠席であった。出席した議員194名のうち反対は93にのぼった。101名が賛成したものの、憲法改正案の採択に必要な「全議員の65%（当時の議員数で144）」には遠く及ばなかった²⁶。

政府の憲法改正案に賛成した101人のうち79人が閣僚であり、副大臣の一部が反対に回ったものの、採決はほぼ「閣僚に対する非閣僚」の構図になっていた。反対に回った議員は、ODM、PNUなど政党の垣根を越えていた。大統領、首相、大臣（あわせて当時42人）のレベルではほぼ全員（ODMの大臣1名が欠席）が出席の上賛成したが、副大臣（当時51人）になると足並みは揃わず、9名が反対、4名の副大臣が欠席した。投票中は議場の非閣僚議員が着席する側の座席からは「ハーグ！」の連呼が起こった。

憲法改正案への反対にまわった国会内勢力について、もう少し詳しくみてみよう。

そもそも党内の足並みが揃っていなかったODMは、賛成45（うち大臣、副大臣合わせて42）、反対45（うち副大臣3）、欠席16（うち大臣1、副大臣3）となって、政府案に賛成した議員の96%が閣僚であったうえ、閣僚レベルですら反対・欠席者が出た。PNUは、大臣、副大臣に反対、欠席者はいなかったものの、賛成29（うち大臣12、副大臣12）に

当選無効判決が下され、同議員が議席喪失したものの、採決時にはまだ補欠選挙が未実施であったこのため空席1であった。なお後任の補欠選挙は2009年8月に実施された。国会議員の欠席が、特別法廷方式への反対の意思表示でもあったとする解釈については、Lucas Barasa and Bernard Namunane, 'Why MPs defied Raila and Kibaki on Hague', *Daily Nation*, 11 February 2009 も参照されたい。

²⁵ *Daily Nation*, 15 Feb 2009 (Njeri Rugene, "How they planned to kill Bill") によれば発信元は、イマニヤラ (Gitobu Imanyara)、カルワレ (Bonny Khalwale)、ジロンゴ (Cyrus Jirongo)。

²⁶ 賛否の内訳は、Kenya National Assembly Official Record (Hansard) 2009年2月12日34頁

http://books.google.co.jp/books?id=BRCsP4yJfkIC&printsec=frontcover&hl=ja&source=gbs_ge_summary_r&cad=0#v=onepage&q&f=false、およびデイリーネーションが掲載したリスト (*Daily Nation*, 5 February 2012) およびデイリーネーションサイト (<http://www.nation.co.ke/blob/view/-/529810/data/64532/-/iv6awyz/-/MPs+again.pdf>) から算出した。

対し、反対 17、欠席 3 とやはり票が割れた。その他の政党、たとえば PNU 側の主力政党であった ODM ケニアも、2008 年 11 月 12 日の国会議員団会合では「賛成」で合意していたにも関わらず、この憲法改正案の投票では賛成 15（うち大臣 2）、反対 10（大臣・副大臣はゼロ）、欠席 3（うち副大臣 1）に分裂した。

反対派を率いた議員（非閣僚）の 1 人、チャマ・チャ・ウザレンド（Chama Cha Uzalendo: CCU）党のイマニヤラ（Gitobu Imanyara）は、「ケニアの司法制度は信用できない。暴力に加担した者は、ICCで裁かれねばならない」との談話を寄せた²⁷。憲法改正案に反対した議員の当時の発言を他にもいくつか紹介しておこう。

「罰したいと欲するのであれば、ハーグ行きにしなければならない（ジロンゴ [Cyrus Jirongo]）」

「曖昧 [vague] でなく、ハーグ [Hague] へ（アイザック・ルト [Isaac Ruto]）」

「（国内特別法廷設置の目的は）正義への道筋をあやつろうとするものだ（キオニ [Jeremiah Kioni]）」

「警察と司法の改革が実効性を持つまでは、国内の特別法廷案に賛成票を投じることはない（クトウニイ [Joshua Kuttuny]）」

「選挙後の混乱について、最も信頼できる調査を行える立場にあるのは ICC だ（ムワイタ [Sammy Komen Mwaita]）」²⁸。

これらの発言から、国内の特別法廷による裁きが不処罰につながるとの危惧が複数の議員から表明されていたことが分かる。このほか、職種による免責は行わないとした当時の特別法廷法案第 14 条を削除しようとする動きがあるとして、大統領、首相、警察長官といった政府高官への不処罰を実現されるとの懸念も表明されていた。また、西部州出身の国会議員（非閣僚）は、「容疑者となった大臣に対する取り調べが始まった時点で当該大臣はその職を辞任する」とする特別法廷法改正案を提出した。当時の特別法廷法案が、捜査開始、訴追によって大臣らが辞任するとしていなかったことを問題とするものだった²⁹。

一方、各党内の合意形成努力の過程でも浮かび上がったように、国内の特別法廷方式への反対の論拠が、こうした不処罰への危惧だけで構成されていたとは考えにくい。国会には、容疑者とされる可能性の高かった有力議員について国内特別法廷での裁きより ICC での裁きが望ましいとする、もうひとつの、そして不処罰への危惧とは真逆の立場があった。

²⁷ *Daily Nation*, 13 February 2009.

²⁸ いずれも *Sunday Nation*, 5 February 2012（Emeka-Mayaka Gekara “They voted for Hague but are now praying with suspects”）。

²⁹ *Daily Nation*, 11 February 2009（Lucas Barasa and Bernard Namunane, ‘Why MPs defied Raila and Kibaki on Hague’）。

ICCの場合、有罪が確定するまで10年ほどと、長期の時間を要するとの観測から、当面の総選挙への影響も少なく、より好ましい、とする考えであった。この憲法改正案の採決では、容疑者リストに記載されているとの噂があったルトとケニヤッタ本人たちは他の大臣と足並みを揃えて賛成票を投じた。しかし、ルト派だったカレンジン人議員、および、ケニヤッタ派だったキクユ人議員、そして当時繰り返しルトとケニヤッタとの共闘を表明していたムシオカ副大統領派だったカンバ人議員の多くが、反対に回った、とこの結果を見ることもできるのである³⁰。

第5節 ICCによる裁きの開始

憲法改正案の否決を受け、司法大臣カルアは、「ワキ報告書の容疑者リストに名前の挙がっている大臣6名と国会議員5名の運命は今、アナンの手にある」と述べて、国内特別法廷方式が頓挫したとの認識を示した³¹。否決の翌日（2009年2月13日）、アナンは、憲法改正案の否決について、残念、との談話を発表した（*Daily Nation*, 15 February 2009）。2月24日にもアナンは、憲法改正案の否決についてキバキとオディンガ宛て書簡を発表し、その中でケニア国内の特別法廷の設置ができないのは残念だとの見解を表明するなど、引き続き特別法廷方式がケニアにとって最も望ましいとの見解を表明した。しかし、4月の国会開会後も、国内法廷設置に向けた目立った進捗はなく、結局アナンは、容疑者リストの入った封筒を2009年7月にICC検察官（prosecutor）に渡した³²。ICC検察官オカンポ（Luis Moreno-Ocampo）は、容疑者リストを同月17日に開封した³³。

キバキとオディンガは、その後、「国内での特別法廷の設置を引き続き目指すものの、ローマ規程の枠組みは遵守する」との姿勢を堅持していった。2009年10月に、アナンがケニアを訪れてキバキ、オディンガと対談した際も、キバキとオディンガはローマ規程の枠

³⁰ 反対にまわった議員のエスニックな帰属については、*Sunday Nation*, 5 February 2012（Emeka-Mayaka Gekara “They voted for Hague but are now praying with suspects”）も参照されたい。

³¹ リストの内容はこの時もまだ非公開であったが、カルアはこのように述べた。

³² 「国民対話と和解」ウェブサイト 2010年3月3日アクセス
<http://www.dialoguekenya.org/docs/Panelstatement09July09.pdf>。

³³ ケニアではこれとは別に、2007/8年紛争を調査したケニアの人権団体KNCHR報告書『危機の瀬戸際で（On the Brink of the Precipice）』は200人の容疑者リストを報告書の中で作成していた。KNCHRは、報告書本体のみを公開し、リストについては非公開としていたが、この2009年7月後半、リストの公開に踏み切った。KNCHRリストには当時の現役大臣7名、副大臣3名、国会議員7名などが挙げられており、前評判通り、その中にはケニヤッタとルトが含まれていた（KNCHR [2008: 177-185]）。

組みを遵守する旨を表明した³⁴。翌 11 月に ICC のオカンボ検察官がケニアを訪れた際も、オディンガとキバキは会談の中で、国内の特別法廷設置の可能性が引き続きあるとしつつも、ICC での裁きを排除しない旨を確認した³⁵。キバキ大統領は、2010 年 12 月半ば（ICC による被疑者名公表の直前であった）にも、国内の特別法廷設置が不可欠であり、「ICC は最終手段であって、ICC の予審裁判部の判断に拘わらず、ケニア政府はローマ規程と新憲法の枠組みに沿って、国内の裁きのメカニズムを構築する」と述べた³⁶。

しかし、政府側からの特別法廷設置に向けた新たな憲法改正案はその後出されることはなく、本稿を執筆している 2012 年 3 月の段階でも、憲法改正案、特別法廷法案が新たに国会で問われるには至っていない。2007/8 年紛争で発生したとされる「人道に対する犯罪」の最も重要な責任者に対する裁きは、実質的に ICC によって行われることとなったのであった。最後に、その推移を確認しておこう。

ローマ規程は、「人道に対する犯罪」について厳格に定義し、当該国が裁けない／裁かない場合に限りその「人道に対する犯罪」を裁くとしている。ただしローマ規程第 15 条（および第 53 条）は、締約国で「人道に対する犯罪」が発生したと見られるとき、ICC 検察官が自己の発意で捜査を始められると定めており、ケニアの 2007/8 年紛争についても、ICC オカンボ捜査官が捜査をはじめたのは、2008 年であった（*Daily Nation*, 22 November 2008）。

しかし、まだケニアの国内に特別法廷が設置される可能性が高かった段階では、ICC の管轄権行使が試みられることはなかった。同じくローマ規程では、捜査官は、捜査を進める合理的根拠があると結論した場合、集めた裏付け資料とともに、捜査許可を ICC 予審裁判部（Pre-Trial Chamber）に請求することになっている（第 15 条）。ICC のオカンボ検察官は、2009 年 7 月にはアナンから容疑者リストを入手していたが、予審裁判部に捜査許可を請求したのは、憲法改正案が否決され、オディンガとキバキとのケニアにおける会談を経た 2009 年 11 月末であった（ICC-01/09 26Nov2009）。2010 年 3 月 3 日、オカンボ検察官は、ケニアの 2007/8 年紛争では「人道に対する犯罪」があったとし、その最も重要な責任者とする容疑者 20 人のリストを、ICC の予審裁判部に提出した。リストは非公開とされた。

ICC 予審裁判部は、2010 年 3 月末、ケニアでローマ規定に定められた「人道に対する犯罪」が行われた十分な証拠があるとして、2007/8 年紛争に関する捜査開始をオカンボ検察

³⁴ ケニア大統領府サイト 2012 年 3 月 1 日アクセス
<http://www.statehousekenya.go.ke/news/oct09/2009051001.htm>

³⁵ なお、この 2009 年 11 月には、政府側の足踏みをよそに、国内特別法廷の設置に向けたイマニャラによる議員立法の動きもあった。ただし、イマニャラの提出した法案は国会採決には至らなかった（詳細は松田 2010 を参照されたい）。オカンボ検察官とキバキ、オディンガの会談については、ケニア大統領府サイト 2012 年 3 月 1 日アクセス
<http://www.statehousekenya.go.ke/news/nov09/2009051101.htm>

³⁶ ケニア大統領府サイト 2012 年 3 月 1 日アクセス
<http://www.statehousekenya.go.ke/news/dec2010/2010131201.htm>

官に許可した³⁷。そして 2010 年 12 月 10 日、オカンポ検察官はついに、ケニアの 2007/8 年紛争で「人道に対する犯罪」が 2 事件（表 3 を参照）発生したとし、それぞれの最も重大な責任者として 1 事件につき 3 人ずつにたいする召喚状の発行を申請した。訴追された³⁸6 名は、現職の副首相ケニヤッタ、大統領側近で官房長官と公務員長官を兼務していた官僚機構トップのムザウラ（Francis Muthaura）、汚職容疑で閣僚職を停職処分とされていたルト、同じく汚職容疑で閣僚職を停職処分とされていたコスゲイ（Henry Kosgey）、元警察長官のアリ（Hussein Ali。訴追時は郵便局長 [Postmaster-General]）、そしてケニアのリフトバレー州で話されるメジャーな民族語カレンジン語放送の FM 局 KASS FM のディスクジョッキーであったサング（Joshua Sang）であった³⁹。

キバキは、12 月 15 日に声明を出し、「6 人は単なる容疑者である。処分すべきという主張は正義に反している」との見解を表明し、ケニヤッタらの解任や停職処分は行わなかった⁴⁰。ケニヤッタ副首相とムザウラ官房長官は、後の 2011 年 3 月 31 日になって国内重要委員会のいくつかを辞任したものの、この段階ではそれぞれの副首相職、官房長官兼公務員長官職、財務大臣職は辞任しなかった⁴¹。

被疑者の名前が明らかになったことで、国会にも変化があった。2010 年 12 月の国会では、容疑者とされたルトと同じ地域出身であり、同じカレンジン人でもある国会議員が、ICC からの離脱決定を政府に求める動議を提出した。その日出席していた数十名の議員の賛同を得て、動議は採択された⁴²。

³⁷ 捜査対象となる期間は、2005 年 6 月 1 日（当時、国政上の最も重要な課題であった、2005 年の新憲法案、通称ワコ・ドラフトにたいする国民投票のキャンペーンが開始した日）から、2009 年 11 月 26 日まで（オカンポ検察官が捜査開始許可を予審裁判部に請求した日）までとされた。

³⁸ ローマ規程の公定訳では英文版原語の *prosecuted* を「訴追された者」あるいは「被疑者」と訳している。本稿では以下、被疑者とする。なお、公判のために第 1 審裁判部に送致されると「被疑者」ではなく *accused*、*defendant* 「被告人」と呼ばれる。

³⁹ オカンポ検察官による 12 月 15 日声明については ICC サイト <http://www.icc-cpi.int/menus/icc/press%20and%20media/press%20releases/news%20and%20highlights/pr614> を参照されたい。オカンポ検察官が 12 月 15 日に行った被疑者の訴追と召喚状発付の申請については ICC サイト <http://www.icc-cpi.int/menus/icc/press%20and%20media/press%20releases/news%20and%20highlights/pr615> を参照されたい。

⁴⁰ ケニア大統領府サイト 2012 年 3 月 1 日アクセス <http://www.statehousekenya.go.ke/news/dec2010/2010151201.htm>。

⁴¹ ケニヤッタが辞任したのは内閣治安・外交委員会 Cabinet Sub-Committee on Security and Foreign Relations、ムザウラが辞任したのは、ケニア治安顧問委員会 National Security Advisory Committee (NSAC) 委員長職であった。Daily Nation, 1 April 2011.

⁴² デイリー・ネーションウェブ版 2010 年 12 月 22 日付け <http://www.nation.co.ke/News/politics/Parliament%20pulls%20Kenya%20from%20ICC%20treaty/-/1064/1077336/-/v0uyxsz/-/index.html> および、NTV 2010 年 12 月 23 日付け <http://www.ntv.co.ke/News/ICC%20pull%20out%20/-/471778/1077962/-/xnhkxxz/-/index.html>。

ただし、動議採択後も、政府はICC離脱には動いていないし、また、加盟期間中に加盟国で起こったとされる犯罪は、たとえ後で加盟国がICCから脱退してもICCの裁きの対象から外れることはない（ローマ規程第127条）。ローマ規程では、ICCへの出頭確保に召喚状で充分と判断された場合に逮捕状でなく召喚状が発行される仕組み（58条）となっており、2011年3月8日、被疑者6名に対しICC予審裁判部は、召喚状を発行した⁴³。

ICC予審裁判部での審理は、2011年4月に予定通り開始された。国内での特別法廷設置が可能との立場を維持していたケニア政府は、6名のICC召還が2011年4月7、8日に迫るなか、3月31日に、ICCが「人道に対する犯罪」とした2事件はICCの受理許容性に欠けていると主張し、ICCでなく国内法廷で裁きたいなど数項目の申し立てをICCに行った⁴⁴。しかし、申し立ては5月末までにすべて却下された⁴⁵。ケニア政府側は控訴したものの、ICCの上訴裁判部（the Appeals Chamber）も2011年8月30日、ケニアの6被疑者に関する

⁴³ デイリーネーションサイト 2011年3月8日付け

<http://www.nation.co.ke/News/ICC+judges+decide+fate+of+Ocampo+Six/-/1056/1121398/-/11fsux3z/-/index.html> また、ICCの発出した3月8日付召喚状はICCウェブサイトからダウンロードできる。（サイト）

<http://www.icc-cpi.int/NR/exeres/BFAD2A42-55B5-4791-9AFA-28C0CAF26E5E.htm> （文書PDF） <http://www.icc-cpi.int/iccdocs/doc/doc1037052.pdf>

⁴⁴ ケニア政府は、「ICCは、ケニアが根本的で細部にわたる憲法・司法改革過程にあることを考慮すべきであり、憲法制定、司法改革ともに完了した。現在のケニアは事件を捜査中である。ケニアは2007/8年紛争の裁きを国内ですることができるとした。Daily Nation, 2 April 2011 (Oliver Mathenge, “Kenya takes deferral case to The Hague”) 以下のICCサイトも参照されたい。

http://www.icc-cpi.int/menus/icc/press%20and%20media/press%20releases/news%20and%20highlights/pre_trial%20chamber%20ii%20receives%20application%20from%20kenyan%20government

（文書pdf） <http://www.nation.co.ke/blob/view/-/1136978/data/249353/-/xnkoe9z/-/application.pdf>

⁴⁵ 申し立て却下について、ICCが行った背景説明。2011年5月30日付け（ケニア政府による申し立て内容含む）

http://www.icc-cpi.int/menus/icc/press%20and%20media/press%20releases/news%20and%20highlights/pre_trial%20chamber%20ii%20confirms%20the%20admissibility%20of%20the%20two%20cases%20in%20the%20kenyan%20situation

（文書PDF） <http://www.icc-cpi.int/iccdocs/doc/doc1078822.pdf>

この文書には、ケニア政府側の申し立てが以下3点であったことが記載されている。(1) ICC受理許容性を否認すること、(2) 予審裁判部に対して手続きについて申し立てるための、ケニア政府、関係者出席の下での会合を、審理開始以前の段階で開催すること、(3) 4月7、8日予定の予審裁判部での審理において、ケニア政府が申し立てをする時間を設けること。これに対し予審裁判部はまず要求(2)(3)を却下する決定を4月4日に伝えた。受理許容性の否認を却下する決定は、5月30日に伝えられた。

（5月30日決定の内容の概要を示したICCサイト）

http://www.icc-cpi.int/menus/icc/press%20and%20media/press%20releases/news%20and%20highlights/pre_trial%20chamber%20ii%20confirms%20the%20admissibility%20of%20the%20two%20cases%20in%20the%20kenyan%20situation

2 事件についてICCの受理許容性があるとし、ケニア政府の訴えを退けた。

年が明けた 2012 年 1 月 23 日、ICC 予審裁判部が、被疑者 6 人のうち、4 人（ケニヤッタ、ルト、ムザウラ、サング）について証拠が十分であるとして犯罪事実を確認し、公判のための第 1 審裁判部への送致を決定した⁴⁶。コスゲイとアリの 2 名については、十分な証拠がないとして犯罪事実を確認しなかった。翌 1 月 24 日に、オカンポ検察官は記者会見で、コスゲイとアリについては追加的証拠の提出は行わない方針であるとした。これにより、コスゲイとアリについてのICCでの審理は終了となった⁴⁷。

公判のための第 1 審裁判部への送致が決定されたケニヤッタら 4 人は、全員が決定に対する不服を申し立てた。その一方で 2012 年 1 月 26 日には、ケニヤッタが財務大臣職を辞任（副首相職は辞任せず）、ムザウラも、公務員長官と官房長官の職を辞任した（*Daily Nation*, 27 January 2012）。

おわりに

ケニアの 2007/8 年紛争は、その規模の大きさとならび、「人道に対する犯罪」が発生したとされる点で重大であった。本稿では、その「人道に対する犯罪」の最も重大な責任者に対し、どのような枠組みで裁きを行うべきかについて、紛争勃発後のケニアにおいて、国際的調停、調停に基づいて設立された紛争調査委員会、委員会作成の提案を審議した国会レベルへと、議論の場が動いてきた様子を振り返った。また、紛争調査委員会の提案を実行に移すための憲法改正案が結局否決となり、国内での特別法廷を設置する可能性が事実上閉ざされていった過程を追い、ICC 管轄権が行使されるに至る流れを整理した。国民和解の取り組みにおいて最重要課題のひとつとされた「不処罰の撲滅」は、こうして、ICC という国際機関の手で追求されることとなったのであった。

ケニアの場合、とくに注目されるのは、その ICC 被告人となった「人道に対する犯罪」の容疑者 4 人のうち 2 人、すなわちケニヤッタとルトが、2012 年末から 2013 年 3 月に実施される見込みの次回大統領選挙における主要候補だという点である。ケニアの法制度は基本的に、有罪が確定するまでは、ICC 被告人が国政選挙に出馬することを禁じていない。その一方で、司法大臣が、ケニヤッタとルトは憲法に照らして国政選挙への出馬はできないとする解釈を繰り返し表明するなど、両名が大統領選挙に立候補するのか、ある

⁴⁶ 予審裁判部は、訴追した被疑者を公判のために第 1 審裁判部に送致するか否かを決定する機関であり、予審裁判部は公判ではなく、被疑者について有罪か無罪の判決は出されない。

⁴⁷ ただしオカンポ検察官は、警察による暴力について、新規の捜査を開始すると述べた（*Daily Nation*, 25 January 2012）

いはしてよいのかという問題は、ケニア政治の主要な対立点となりつつある。

射程を外れるため本稿では詳しく述べなかったが、国民和解の取り組みの中で、2008年以後のケニアでは、大規模な選挙制度改革が実施されただけでなく、大統領の権力縮小、上院の新設、下院議席の大幅増などを含む抜本的に新しい憲法が制定された。次回の総選挙は、その改革を実行に移す初めての選挙であり、紛争の再発を防止できるかどうか、政治的安定を達成できるかどうかの重要な節目の選挙でもある。

大統領選挙における有力候補の「排斥」が内戦に結びついたコートジボワールの例を想起するまでもなく、ケニヤッタとルトが大統領選挙に出馬できない事態は、選挙の平和裡な実施と紛争再発の防止という課題にとっては大きなマイナス要素となりうる。ケニアでは、不処罰の撲滅を追求することと、紛争再発の防止や政治的安定の達成が、トレード・オフの関係に陥るといった事態が生起しつつある、といってもよいのかもしれない。本稿の作業を踏まえつつ、紛争勃発後のケニアにおける国民和解と政治変容の関係に、引き続き注目していきたい。

主要参考文献

〈日本語文献〉

阿部利洋 [2007] 『紛争後社会と向き合う——南アフリカ真実和解委員会——』 京都大学学術出版会。

松田素二 [2007] 『資源人類学 身体資源の共有』 弘文堂

—— [2010] 「理不尽な集合暴力はいかにして裁かれるか——2007年ケニア選挙後暴動の軌跡——」 『アフリカレポート』 No.50、pp.3-9.

佐藤章 [2012] 「紛争後の国家形成における和解の課題」 佐藤章編『(調査研究報告書) 紛争と和解——アフリカ・中東の事例から——』 アジア経済研究所、pp.

武内進一 [2002] 「『国民和解』現象を考える」 『アジ研ワールド・トレンド』 No.82、pp.2-3.

津田みわ [2009] 「暴力化した「キクユ嫌い」——ケニア2007年総選挙後の混乱と複数政党制政治——」 『地域研究』 Vol.9.No.1、pp.90-107.

—— [2010a] 「『2007年選挙後暴力』後のケニア——暫定憲法枠組みの成立と課題——」 『アフリカレポート』 No.50、pp.10-15.

—— [2010b] 「ケニアにおける憲法改正問題と『選挙後暴力』——2008年以後の動きを中心に——」 佐藤章編『(調査研究報告書) アフリカ・中東における紛争と国家形成』 アジア経済研究所、pp. 67-87.

—— [2012] 「紛争と民主化——ケニアにおける2007/8年紛争と新憲法制定——」 佐藤章

編『紛争と国家形成——アフリカ・中東からの視角——』アジア経済研究所、pp. 61-99。

〈外国語文献〉

Kenya National Commission on Human Rights (KNCHR) [2008] “On the Brink of the Precipice: A Human Rights Account of Kenya’s Post-2007 Election Violence, Final Report” (KNCHR ウェブサイトより 2010 年 3 月 10 日ダウンロード。

<http://www.knchr.org/dmdocuments/KNCHR%20doc.pdf>)

Klopp, Jacqueline M. [2001] ““Ethnic Clashes” and Winning Elections: The Case of Kenya’s Electoral Despotism,” *Canadian Journal of African Studies*, Vol.35, No.3, pp.473-517.

Klopp, Jacqueline M., and Prisca Kamungi [2008] “Violence and Elections: Will Kenya Collapse?,” *World Policy Journal*, Winter 2007/08, pp.11-18.

ROK (Republic of Kenya) [2008a] “The National Accord and Reconciliation Act, 2008,” *Kenya Gazette Supplement No.20 (Acts No.4)* , 20th March.

—— [2008b] Report of the Commission of Inquiry into Post Election Violence (CIPEV) , Nairobi: Government Printer.

—— [2009a] “The Constitution of Kenya (Amendment) Bill, 2009, (Kenyalaw.org ウェブサイトより 2011 年 9 月 8 日ダウンロード)

[http://www.kenyalaw.org/Downloads/Bills/2009/The_Constitution_of_Kenya_\(Amendment\)_Act_2009.pdf](http://www.kenyalaw.org/Downloads/Bills/2009/The_Constitution_of_Kenya_(Amendment)_Act_2009.pdf)

—— [2009b] “Bill for Introduction into the National Assembly- The Special Tribunal for Kenya Bill, 2009,” *Kenya Gazette Supplement No.7 (Bills No.2)* , 28th January.

—— [2010] *2009 Kenya Population and Housing Census Volume II*, Kenya National Bureau of Statistics: Nairobi.

〈法律類。【】 カッコ内は解説、以下同〉

「国際刑事裁判所に関するローマ規程」【ローマ規程公定訳。日本の外務省作成】

http://mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty166_1.pdf

Constitution of Kenya 【1969 年制定。2010 年に失効】

http://www.kenyalaw.org/klr/fileadmin/pdfdownloads/Constitution/Constitution_of_Kenya%28Repealed%29.pdf

Constitution of Kenya (Amendment) Bill, 2009 【憲法改正案。選挙後暴力に関するケニア特別法廷を設立することを憲法に盛り込む目的で司法省が国会に 2009 年 1 月に提出。国会で 2009 年 2 月に否決】

[http://www.kenyalaw.org/Downloads/Bills/2009/The_Constitution_of_Kenya_\(Amendment\)_Act_2009.pdf](http://www.kenyalaw.org/Downloads/Bills/2009/The_Constitution_of_Kenya_(Amendment)_Act_2009.pdf)

Constitution of Kenya, 2010 【新憲法。選挙後暴力の調停を受け、国民投票を経て2010年8月に発効】

http://www.kenyalaw.org/klr/fileadmin/pdfdownloads/Constitution/Constitution_of_Kenya2010.pdf

Rome Statute of the International Criminal Court 【ローマ規程原文英語版】

http://www.icc-cpi.int/NR/rdonlyres/EA9AEF7-5752-4F84-BE94-0A655EB30E16/0/Rome_Statute_English

〈調停での合意文書〉

Acting Together for Kenya: Agreement on the Principles of Partnership of the Coalition

Government 【2008年2月28日。連立政府設立についての原則を合意した文書】

http://www.dialoguekenya.org/docs/Signed_Agreement_Feb281.pdf

Kenyan National Dialogue and Reconciliation: Commission of Inquiry on Post-Election Violence

【2008年3月4日。2007/8年紛争に関する紛争調査委員会の設立を合意した文書】

http://www.dialoguekenya.org/docs/Agreement_Commission_on_Post_Election_Violence.pdf

〈ICCの公開文書〉

(ICC-01/09-3 26-11-2009) Public Document, Request for Authorisation of an Investigation

Pursuant to Article 15

【2009年11月26日付け。検察官が予審裁判部に対し、ケニアでの捜査の開始許可を求めた文書】

(ICC-01/09-19-Corr 01-04-2010) Public Document, Decision Pursuant to Article 15 of the Rome Statute on the Authorization of an Investigation into the Situation in the Republic of Kenya

【2010年3月31日付け。予審裁判部が検察官に対しケニアでの捜査を許可した文書】

(ICC-01/09-30-Red 15-12-2010) Public Redacted Version of Document ICC-01/09-30-Conf-Exp,

Prosecutor's Application Pursuant to Article 58 as to William Samoei Ruto, Henry Kiprono

Kosgey and Joshua Arap Sang

【2010年12月15日付け。検察官が予審裁判部に対し、ルト、コスゲイ、サングへの召喚状を出すよう求めた文書】

(ICC-01/09-31-Red 15-12-2010) Public Redacted Version of Document ICC-01/09-31-Conf-Exp,

Prosecutor's Application Pursuant to Article 58 as to Francis Kirimi Muthaura, Uhuru Muigai

Kenyatta and Mohammed Hussein Ali

【2010年12月15日付け。検察官が予審裁判部に対し、ムザウラ、ケニヤッタ、アリへの召喚状を出すよう求めた文書】

(ICC-OTP-20101215-PR615) Press Release: 15.12.2010, Kenya's Post Election Violence: ICC

Prosecutor Presents Cases Against Six Individuals for Crimes Against Humanity

【2010年12月15日付け。検察官が予審裁判部に対し、被疑者6人への召喚状を出すよう求めた件についてのプレス・リリース】

(ICC-01/09-01/11-01 08-03-2011) Public Document, Decision on the Prosecutor's Application for Summons to Appear for William Samoei Ruto, Henry Kiprono Kosgey and Joshua Arap Sang

【2011年3月8日付け。予審裁判部が検察官の求めに応じて、ルト、コスゲイ、サンゲへの召喚状発行を決定したとする文書】

(ICC-01/09-02/11-01 08-03-2011) Public Document, Decision on the Prosecutor's Application for Summons to Appear for Francis Kirimi Muthaura, Uhuru Muigai Kenyatta and Mohammed Hussein Ali

【2011年3月8日付け。予審裁判部が検察官の求めに応じて、ムザウラ、ケニヤッタ、アリへの召喚状発行を決定したとする文書】

(ICC-CPI-20110825-MA108) Media Advisory, Situation in Kenya: On 30 August 2011, Appeals Chamber to deliver Judgements on the Kenyan Government's Appeals Regarding Its Challenges to the Admissibility of the Cases

【上訴裁判部が、予審裁判部の受理許容性の決定に対するケニア政府による異議申し立てについて、2011年8月30日に決定を下すことを伝えるプレス・リリース】

〈インターネット〉

「国民対話と和解」 <http://www.dialoguekenya.org>

ケニア広報府 <http://www.comms.go.ke>

ケニア国営放送 Kenya Broadcasting Corporation (KBC) <http://www.kbc.co.ke/>

ケニア大統領府 <http://www.statehousekenya.go.ke>

Committee of Experts on Constitutional Review (COE) <http://www.coekenya.go.ke>

European Union Election Observation Mission: EU EOM <http://ec.europa.eu/>

Kenya Law Reports <http://www.kenyalaw.org/update/>

Kenya National Assembly Official Record (Hansard)

Standard ウェブサイト版 <http://www.standardmedia.co.ke/>

〈定期刊行物〉

Daily Nation, *Sunday Nation*, *Saturday Nation* 各号

Standard 各号

表 1. 2007/8 年紛争での州別死者数、銃創による死者数

州名	死者数	全国比	銃創による死者数	州別死者数に占める銃創による死者数の割合
リフトバレー	744	66%	194	26%
ニャンザ	134	12%	107	80%
ナイロビ	125	11%	23	18%
西部	98	9%	74	73%
海岸	27	2%	4	14%
中央	5	0%	3	60%
計	1,133		405	

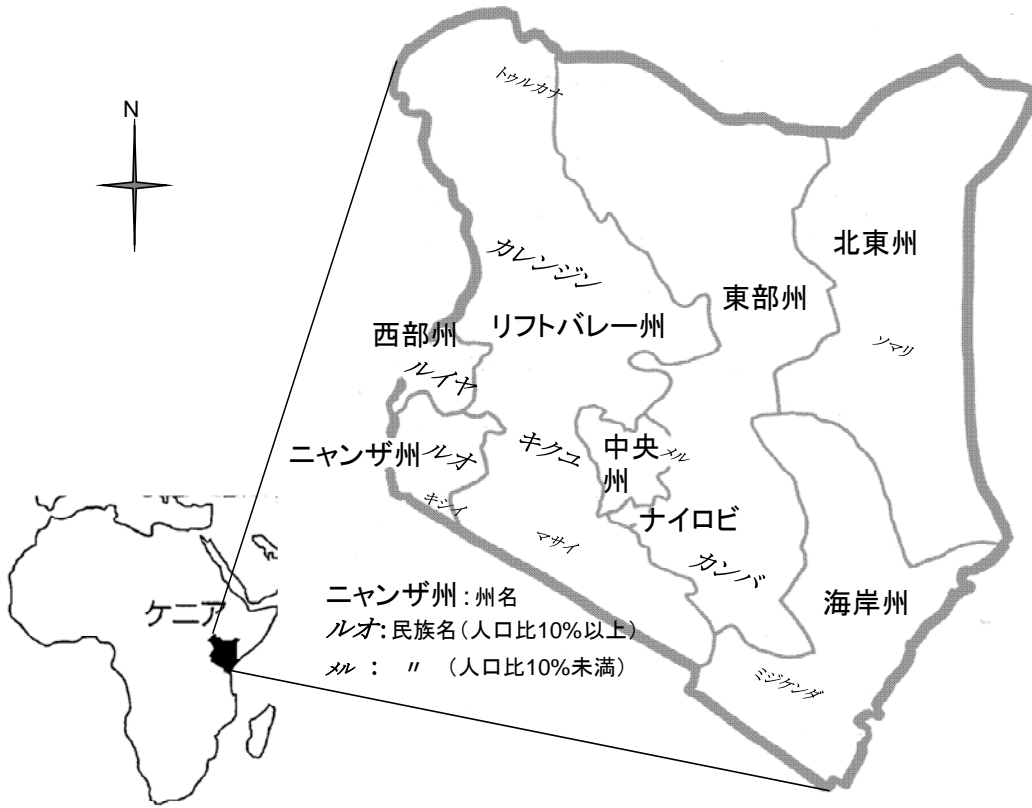
(出典) ROK [2008b: 308, 331, 342, 344]

表 2. 2007/8 年紛争での民族別死者数

民族名	死者数	死者数の全国比	当該民族の全人口比
ルオ	278	25%	10%
キクユ	268	24%	17%
ルイヤ	163	14%	14%
カレンジン	158	14%	13%
キシイ	57	5%	6%
カンバ	11	1%	10%
マサイ	7	1%	2%
その他	26	2%	—
不明	165	15%	—
計	1,133		

(出典) ROK [2008b: 344、ROK 2010: 397-398]

図1 ケニアの州名と主要民族の主な居住地



付表 A. 重要事項年表

2007.12	ケニア 2007 年総選挙実施。2007/8 年紛争が発生 (30 日～)
2008.1.	調停のための「国民対話と和解イニシアティブ KNDR」発足
2008.2	キバキとオディンガが、連立政権設立についての原則に合意
2008.3	キバキとオディンガが、紛争調査委員会、真実・正義・和解委員会、選挙制度調査委の設立と憲法見直しに合意
2008.3	国会が、「国民合意と和解法」を採択、関連の憲法改正成立（出席議員全員が賛成）
2008.4.	組閣
2008.5.	キバキが、ワキ委員会（2007/8 年紛争調査委員会）を任命
2008.5	オディンガが、マウ森林から居住者を強制退去させる方針を打ち出す。ルトは反対。ODM 内部での意見対立激化
2008.10.	国会が、「真実・正義・和解委員会 TJRC 設置法案」を採択
2008.10	ワキ委員会報告書が、「特別法廷／ICC 方式」を勧告。紛争責任者 20 人の容疑者リスト（非公開）をアナンに提出
2008.12	国会が、「国際犯罪法案」を採択
2008.12	キバキとオディンガが、特別法廷の設立への政党間合意文書に署名
2009.1.	国会が、ワキ委員会報告書を採択（出席議員数 15）
2009.1.	司法省が、「特別法廷設置法案」および特別法廷設置のための憲法改正案を国会に提出
2009.2	国会が、特別法廷設置のための憲法改正案を否決 （賛成 101、反対 93）
2009.2	調停にあたった「アフリカ賢人委員会」のアナンが、特別法廷方式が望ましいと発言
2009.7.	アナンが、ワキ委員会提出の容疑者リストを ICC に提出 ／世論調査では ICC 希望が 68%
2009.9.	キバキが、オディンガと合意の上で警察長官アリを罷免
2009.10.	アナン、キバキ、オディンガが会談。リストの容疑者の裁きを ICC に委ねる用意がある旨をキバキとオディンガが表明
2009.11.	ICC 検察官オカンボが、ケニアを訪問し、キバキ、オディンガと会談
2009.11.	国会議員のイマニャラが、「特別法廷設置法案」を国会に提出するが、出席者 18 名で定足数に満たず審議されず
2010.2.	「真実・正義・和解委員会 TJRC」委員長キブラガットの不適格問題が高まる
2010.3.	ICC 検察官オカンボが、20 人の容疑者リスト（非公開）を ICC 予審裁判部に提出
2010.3.	ICC 予審裁判部が、検察官オカンボに対し、PEV に関するケニアでの捜査を許可
2010.4.	国会が、「証人保護（改正）法案」を採択
2010.4.	オディンガがルトを農業大臣から高等教育大臣に異動させる（2 月に大臣職の停職処分を言い渡したがキバキが却下）
2010.8.	「2010 年ケニア憲法」が国民投票で可決。8 月 27 日発効
2010.10.	「真実・正義・和解委員会 TJRC」委員長キブラガットの適格性に関する調査委員会が発足
2010.11.	「真実・正義・和解委員会 TJRC」委員長キブラガットが辞任
2010.12.	ICC が、ルト、ケニヤッタ、ムザウラ、アリ、コスゲイ、サングの 6 名を訴追
2010.12	被疑者の一人とされたルトが、ICC からの脱退を求める動議を提出。国会が動議を採択。賛成 70～80
2011.3	ICC 予審裁判部が、被疑者 6 人に召喚状を発出
2011.3.	ケニア政府が、被疑者 6 人をケニア国内で裁きたい旨を ICC 予審裁判部に異議申し立て／5 月に却下／ケニア政府が上訴裁判部に異議申し立て
2011.4	世論調査では、ICC 賛成 6 割
2011.8	ICC 上訴裁判部が、「人道に対する犯罪」2 件について、ケニア国内の裁きに任せず ICC が受理すると決定
2011.8～	ICC 予審裁判部が、「人道に対する犯罪」2 件について、犯罪事実を確認するための審理を実施
2012.1	ICC 予審裁判部が、「人道に対する犯罪」2 件について、ケニヤッタ、ムザウラ、ルト、サングの 4 人を公判に付すると決定 ／4 人は控訴（2 月、ICC 上訴裁判部は、控訴中でも公判を開始すると決定）

参考：ICCによる管轄権行使に関わる諸規定

- (1) 時間的範囲：規程発効後（2002年7月1日）の犯罪に限定／発効後の締約国の場合は、規程がその国で効力を生じたあとで行われる犯罪に限定【ローマ規程第11条。以下同】【第24条】
- (2) 地理的前提条件：犯罪の実行地が締約国／被疑者が締約国の国籍所持／犯罪の実行地または被疑者の国籍国が非締約国の場合は、当該非締約国がICC管轄権を受諾した場合【第12条】
- (3) 管轄権行使のメカニズム【第13条】

- ①締約国が、事態をICC検察官に付託する場合
- ②国連安保理が、事態をICC検察官に付託する場合
- ③ICC検察官が、（第15条の規程に従い）捜査に着手した場合

→【第15条】

- ①検察官は、自己の発意により捜査に着手できる【第15条、第53条】
- ②検察官は、捜査を進める合理的な基礎があると結論する場合には、収集した裏付けとなる資料と共に、捜査に係る許可をICC予審裁判部に請求する
- ③予審裁判部は、合理的な基礎があり、かつ事件がICC管轄権の範囲内にあると認める場合には捜査の開始を許可する

- (4) 補完性の原則（受理許容性の問題）【第17条】

<事件を受理しない場合>

- ①事件が、管轄権を有する国で捜査され訴追されている／「訴追せず」と決定している／裁判を受けている
- ②事件が、ICCによる新たな措置を正当化する十分な重大性を有しない

<事件を受理する場合>

- ①事件が、当該国で捜査、訴追、裁判されていない上、ICCによる新たな措置を正当化する十分な重大性を有する
- ②事件が十分な重大性を有し、当該国で捜査、訴追、裁判はされているが、当該国にその捜査、訴追を真に行う意志又は能力がない場合

- (出典)「国際刑事裁判所に関するローマ規程」（ローマ規程公定訳。日本国外務省作成）

http://mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty166_1.pdf

および *Rome Statute of the International Criminal Court*（ローマ規程原文英語版）

http://www.icc-cpi.int/NR/rdonlyres/EA9AEF7-5752-4F84-BE94-0A655EB30E16/0/Rome_Statute_English

表 3. ICC 予審裁判部で審理された「ケニア：人道に対する犯罪」

事件番号	容疑者名	事件時の職	召喚状発出時の職	容疑
ICC-01/09-01-11	ルト William S. RUTO	国会議員（リフト バレー州 Eldoret North 選挙区）	高等教育、科学、技術 大臣（汚職嫌疑で停職 中）／国会議員	人道に対する犯罪を間接的に実行。共犯。：殺人／住 民の追放または強制移送／迫害
	コスゲイ Henry K.KOSGEY	国会議員（リフト バレー州 Tinderet 選挙区）／ODM 委 員長	同左	同上
	サング Joshua arap SANG	KassFM 番組 DJ	KassFM 報道局長	同上
ICC-01/09-02-11	ムザウラ Francis K. MUTHAURA	公務員長官／官房 長官	同左	人道に対する犯罪を間接的に実行。共犯。：殺人／住 民の追放または強制移送／強姦／迫害／その他の同 様の性質を有する非人道的な行為であって、身体又 は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与え、又は 重大な障害を加えるもの
	ケニヤッタ Uhuru M. KENYATTA	国会議員（中央州 Gatundu South 選挙 区）／自治大臣	国会議員／副首相／ 財務大臣	同上
	アリ Major General Mohammed Hussein ALI	警察長官	郵便局長	人道に対する犯罪を実行。：殺人／以下同上

(出典) ICC ウェブサイト ICC-01/09 Situation in the Republic of Kenya、(アクセス日 2011 年 9 月 16 日)

<http://www.icc-cpi.int/menus/icc/situations%20and%20cases/situations/situation%20icc%200109/>)

付表 C. ICC 管轄権に入ったその他の全事件 (2011 年 9 月 23 日時点)

国名	容疑者名	審理の進行状況	容疑
DRC	Thomas Lubanga Dyilo	公判の開始 2009 年 1 月 26 日	戦争犯罪
	Germain Katanga, also known as "Simba"	逮捕状発付／自発的に出頭／受理決定／公判の開始 2009 年 11 月 24 日	戦争犯罪／人道に対する犯罪
	Mathieu Ngudjolo Chui	逮捕／受理決定／公判の開始 2009 年 11 月 24 日	戦争犯罪／人道に対する犯罪
	Bosco Ntaganda	逮捕状発付 2006 年 8 月 22 日／未逮捕	未逮捕のため、予審裁判部での犯罪事実の確認はまだ行われていない
	Callixte Mbarushimana	逮捕状発付／仏当局による逮捕 2010 年 10 月 11 日	予審裁判部での犯罪事実の確認はまだ行われていない
中央アフリカ共和国	Jean-Pierre Bemba Gombo	逮捕状発付／ベルギー当局による逮捕／受理決定／公判の開始 2010 年 11 月 22 日	人道に対する犯罪／戦争犯罪
ウガンダ	Joseph Konyほか 4 人	逮捕状発付 2005 年 7 月 8 日／未逮捕 (一人死亡)	未逮捕のため、予審裁判部での犯罪事実の確認はまだ行われていない
スーダン	Ahmad Muhammad Harun ("Ahmad Harun")	逮捕状発付 2007 年 4 月 27 日／未逮捕	未逮捕のため、予審裁判部での犯罪事実の確認はまだ行われていない
	Ali Muhammad Ali Abd-Al-Rahman ("Ali Kushayb")	逮捕状発付 2007 年 4 月 27 日／未逮捕	未逮捕のため、予審裁判部での犯罪事実の確認はまだ行われていない
	Omar Hassan Ahmad Al Bashir	逮捕状発付 2009 年 3 月 4 日 (第 1 回)、2010 年 7 月 12 日 (第 2 回)／未逮捕	検察官の主張する容疑：人道に対する犯罪／戦争犯罪／集団殺害犯罪
	Bahar Idriss Abu Garda	召喚状発付／予審裁判部における犯罪事実の確認審理 2009 年 10 月 19-29 日で非認定／検察官が捜査中	--
	Abdallah Banda Abakaer Nourain 他 1 名	召喚状発付／出頭／予審裁判部で最初の手続き (犯罪と権利を被疑者が告げられているかの確認) 2010 年 6 月 17 日	検察官の主張する容疑：戦争犯罪

(出典) ICC ウェブサイト、ALL Cases (アクセス日 2011 年 9 月 16 日)

<http://www.icc-cpi.int/Menus/ICC/Situations+and+Cases/Cases>